

## 電磁的方法による提供に係る答申（案）

### 1 改正個人情報保護法における電磁的方法による提供の取扱いについて

個人情報保護条例では、電磁的方法（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）による保有個人情報の提供は、一定の要件を満たした場合に限り行うことができることとされている。

一方、改正個人情報保護法では、電磁的方法の場合に限って保有個人情報の提供を制限する規定は存在しない。

この点、電磁的方法による提供の制限を、条例で独自に規定することについて、国のガイドライン等では許容されない（従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある）こととされている。

### 2 電磁的方法による提供を条例で独自に規定することについて

電磁的方法による提供の制限を、条例で独自に規定することが許容されない理由として、国のガイドライン等では、主に次の点が挙げられている。

- ・ 令和3年の個人情報保護法の改正は、社会全体のデジタル化が進む中、法律で全国的な共通ルールを設定し、国のガイドラインや助言により制度の適正な運用を図ることにより、社会の変化に対応した個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現することも目的としたものである。
- ・ オンラインで個人情報を提供するに当たっては、今後、個人情報保護委員会が策定するガイドライン等を参考に、保有個人情報の漏えい等を防ぐための措置を講ずること、漏えい等により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合には保有個人情報の提供を行わないこと、保有個人情報を提供する場合において、当該個人情報の提供を受ける者に対し、必要に応じて、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めること等が求められることとなる。
- ・ 改正個人情報保護法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることとはしていない。
- ・ 以上より、従来の個人情報保護条例において見られた、いわゆる「オンライン結合」を制限する規定に関しては、前述の規定の運用によりその目的を達成できると考えられるとともに、こうした改正個人情報保護法の考え方にそぐわないことから、条例においてこのような規定を定めることは、許容されない。

これらの点について、当審議会は、改正個人情報保護法の目的が上述のものであることについては認める所ではあるが、改正個人情報保護法においても、オンラインの場合も安全管理措置の規定等により重要性を踏まえた取扱いを求めていることから、電磁的方法による提供の制限の規定は、これを具体化（明文化）した明示的、確認的な規定であり、安全にデータを利活用するための条件として改正個人情報保護法の趣旨に内包されたものと考えられ、個人情報の提供を行う場合を条例で独自に直接的に制限するものではなく、改正個人情報保護法の適用効果に実質的に影響するものではないことから、改正後に現行の条例と同様の電磁的方法による提供を規定することは、データ流通の阻害にはならず、個人情報保護とデータ利活用の両立の趣旨には反しないという見方もできるのではないかと考えた。

### 3 個人情報保護委員会への照会の実施について

当審議会は、令和4年2月9日に、上述の理由から条例と同様の規定を引き続き設けることができるのではないかと、本県の条例における電磁的方法による提供の制限の規定を明示した上で、個人情報保護委員会へ照会を行った。

この照会に対して、個人情報保護委員会からは、令和4年3月3日に回答があった。

内容は、主に、そうした規定は許容されない旨と、それがなくとも本人の権利利益の保護は十分に確保される旨であり、以下それぞれ内容を記載する。

まず、条例と同様の規定を定めることが許容されないということについては、次のとおりであった。

- ・ 個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについては、改正個人情報保護法の下で条例に独自の規定を置くことは許容されない。
- ・ 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与える事項であるか否かは、改正個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報の取扱いについて法の規律を超える制限を課すなど法の規律に抵触、競合するものであるか等に着目して判断する必要がある。
- ・ 個人情報保護条例第10条については、同条各号のいずれにも該当する場合に限り、電磁的方法による保有個人情報の提供を認めるものであるところ、これは、電磁的方法による保有個人情報の提供について特別の制限を設けていない個人情報保護法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与える事項に当たる。一方で、同法はこのような規律を定めることについての委任規定を置いていない。
- ・ このため、個人情報保護条例第10条と同様の規定を、条例で定めることは、改正個人情報保護法の趣旨に反し、許容されない。

次に、このような規定を置かなくても本人の権利利益の保護は十分に確保されるという点については、次のとおりであった。

- ・ 個人情報保護法は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用することを禁止している（第 63 条）ほか、第 66 条（安全管理措置）、第 69 条（利用及び提供の制限）、第 70 条（提供を受ける者に対する措置要求）等の定めを置いている。
- ・ これらの同法の規定に従った適正な執行を確保していくことにより、個人情報保護条例第 10 条と同様な規定が無くとも、十分な本人の権利利益の保護が確保されるものと考ええる。

この回答について、当審議会からの照会にあった、電磁的方法による提供の制限が確認的な規定であり、改正個人情報保護法の趣旨に内包されたものと考えられるという点や、同法の適用効果に実質的に影響するものではないという点については明確に触れられておらず、データ流通に直接影響するものであり許容されない旨は明確にされているものの、各々の規定の効果に係る検討も含めた実質的な根拠は必ずしも明らかにされていないと考えられる。

このように、当審議会として納得できるような十分な説明がなされないままに、結論のみ示されてしまっていることについては、非常に遺憾であると考ええる。

#### 4 対応の方向性について

以上のことからすると、電磁的方法による提供の制限について、条例に規定すべきとも考えられるところではあるが、個人情報保護委員会へ本県の条例を踏まえた照会を個別に行い、それが許容されない旨の回答が既になされている点に鑑みると、地方公共団体としてこうした法違反と判断される可能性がある対応を行うことが困難であることも想定される。また、改正個人情報保護法の適切な運用により、電磁的方法による提供に際しての個人情報の保護として必要とされる水準の確保は可能であるとも考えられる。

よって、こうした場合については、改正個人情報保護法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守するとともに、同法に従った制度運用にも万全を期し、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることが適当である。